

## 総務委員会会議録

日時 平成29年3月2日(木) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後1時56分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 永井 学  
副委員長 猪股 尚彦  
委員 中村 正則 望月 勝 桜本 広樹 杉山 肇  
望月 利樹 高木 晴雄 安本 美紀

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

総合政策部長 吉原 美幸 県民生活部長 布施 智樹  
リニア交通局長 佐藤 佳臣  
総合政策部次長 小島 徹 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕  
県民生活部次長 上小澤 始 県民生活部次長 弦間 正仁  
県民生活部参事 依田 正樹  
リニア交通局リニア推進監 内田 稔邦 リニア交通局理事 清水 豊  
リニア交通局次長 上野 直樹  
政策企画課長 末木 憲生 国際総合戦略室長 落合 直樹  
広聴広報課長 渡邊 和彦 地域創生・人口対策課長 宮崎 正志  
県民生活・男女参画課長 三井 薫 北富士演習場対策課長 中込 巖  
統計調査課長 古屋 久 消費生活安全課長 杉田 真一  
生涯学習文化課長 深澤 宏幸 世界遺産富士山課長 長田 公  
私学・科学振興課長 内田 不二夫  
リニア推進課長 依田 誠二 交通政策課長 深沢 修

公安委員長 石川 恵 警察本部長 近藤 知尚 警務部長 前田 尚久  
生活安全部長 細入 浩幸 刑事部長 輿石 靖  
交通部長 輿水 雅彦 警備部長 川崎 雅明 首席監察官 小林 仁志  
総務室長 清水 順治 警察学校長 市川 和彦  
警務部次長 有泉 照夫 交通部次長 古屋 秀敏  
総務室参事 石川 善文 警務部参事官 窪田 圭一  
生活安全部参事官 切刀 康友 刑事部参事官 鶴田 孝一  
交通部参事官 中山 良彦 警備部参事官 加々美 誠  
会計課長 岩柳 治人 教養課長 野矢 聡 監察課長 天野 英知  
厚生課長 若月 誠 地域課長 瀬戸 良広  
少年・女性安全対策課長 西山 雄三  
生活安全捜査課長 比留間 一弥 捜査第二課長 雨宮 雄二  
組織犯罪対策課長 宇野 晃  
交通指導課長 加々見 政治 交通規制課長 窪田 豊  
運転免許課長 入戸野 敏彦 警備第二課長 小林 信一

総務部長 前 健一 防災局長 宮原 健一 会計管理者 深澤 肇  
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 小野 浩  
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁  
総務部理事 塚原 稔 総務部次長(防災局次長兼職) 若林 一紀  
総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹  
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一  
財産管理課長 塩野 開 行政経営管理課長 上野 良人  
市町村課長 森田 貴夫 情報政策課長 中野 修  
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 廣瀬 久文 消防保安課長 小澤 浩  
出納局次長(会計課長事務取扱) 鷹野 正則 管理課長 保坂 芳輝  
工事検査課長 丸山 哲  
人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人  
監査委員事務局長 秋山 剛 監査委員事務局次長 渡辺 健  
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 清水 正

議題(付託案件)

- 第34号 山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例制定の件
- 第36号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第39号 平成28年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第40号 平成28年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第43号 平成28年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 第44号 契約締結の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時1分から午前10時42分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局、休憩をはさみ、午前11時から午前11時6分まで警察本部の審査を行い、休憩をはさみ午後1時から午後1時56分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係

第36号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(科学技術振興事業費について)

桜本委員 課別説明書「県民8」、科学技術振興事業費のマイナス補正ですが、人材育成基金の積立金ということで、基金の運用益の減に伴うというような部分があるのですが、この運用益というのは、どのぐらいの見通し、こういった商品を根拠に考えていたものなんでしょうか。

内田私学・科学振興課長 県では、平成27年12月に蕪崎市出身の大村智先生がノーベル生理学・医学賞を受賞されたことを契機に、20億円の大村智人材育成基金を創設いたしました。平成28年度の予算編成に際しまして、基金を造成し、その運用益を得て、大村先生の偉大な御功績と山梨県の次代を担う研究者等を育てたいとされる先生の強い思いに基づく県の事業を、基金の運用益を財源に始めるということと、基金の運用は、その時点で最も有利な商品、債券である利率が1.05%程度の20年の市場公募地方債というもので、年間の運用益を2,100万円、見込んでいたものでございます。

桜本委員 2,100万円の運用益の見込みが、そこまで運用できなかったということで、逆に1,733万円補填しなければならない、これは、差し引き考えると非常に大きい金額です。どんな見通しの中で、どういう状況の中で、これだけの数字になっていたのか、御説明ください。

内田私学・科学振興課長 先ほど予算編成時の金利の話をしました。その後、日銀によるマイナス金利政策がございました。それにより、運用上有利とされます20年ものの債券の利率が軒並み0.4%を下回る水準で推移をいたしました。そのため、金融状況を注視しつつ、山梨県公金管理運用方針を参考に、金融商品で運用した場合のリスクをなるべく回避をしたい、それから、より有用な運用益の確保を図るとの観点から、20億円を10億円ずつに分けて、平成28年4月の時点で最も利率がよいとされました地方公共団体金融機構債と大口定期預金で運用を始めたところです。

その結果といたしまして、予算編成時の2,100万円の運用益の見込みに対しまして、実際の運用益が367万円でしたので、ここで財産収入がマイナス1,733万円となったものです。

桜本委員 ゼロ金利も影響がこういった分野にも出ているかと思うが、今後、こういった金融状況を考えると、運用益はあてにできない。これからは、運用益を考えない新たなもの、あるいは基金の積み立てでは、こういった事業はできないという見通しについて、今後の平成29年度の当初予算については、どのような変更があるのか。

内田私学・科学振興課長 今後とも、国債等の金融商品の動向を注視しつつ、安定的かつより高い運用益につながる金融商品に移行を図りまして、運用益の増加拡大に努め

てまいりたいと考えております。

桜本委員 この運用益では、そもそも通用しないという現状認識が、県においてはあるんですか。

内田私学・科学振興課長 確かにマイナス金利の影響で低金利が続いていますが、当然、運用益が当初の見込みでは足りないことは重々承知をしておりますので、今後とも、財源につきましては、ふるさとやまなし応援寄附金の充当や一般財源の補填により対応してきたいと考えております。

(ふるさとやまなし応援寄附金の充当について)

桜本委員 次の質問に入りますが、育成事業費にふるさとやまなし応援寄附金の充当とあるんですが、これは、規定ではこういったところに充当できることになっているのか。

布施県民生活部長 ふるさとやまなし応援寄附金につきましては、ふるさと納税で御寄附をいただいているものです。青少年対策や森林環境整備など、特定の項目を決めまして、先生方にもその募集については智恵をお借りしながら、進めているところでございますが、青少年育成目的でいただいたものについて、その中からここに充当させていただいています。

桜本委員 基本的に、続く事業を寄附金や基金の運用益などのはかり知れないものに頼った予算計上のあり方を変えていかなければならないという認識はございますか。

内田私学・科学振興課長 先ほども申し上げましたが、なるべく有利な商品、今後の金融状況を眺める中で、ふるさと納税、一般財源により、まずは対応させていただきたいと考えております。

桜本委員 答弁が食い違っているんですが、はかり知れない不確定の要素の中で、事業の組み立てが今後もなり得るかということ。そういった危険性をはらんでいる予算の中で、事業の計画がなり立つのかということをおし上げているんです。

内田私学・科学振興課長 御指摘のとおりではあるかと思えますけれども、今後の金利動向等によって不足する場合があります。大村先生のお名前をいただいた重要な事業でございますので、この事業をしっかりと継続して育てていきたいと考えております。

桜本委員 しっかりと何か何とかという精神的な話ではなくて、要するに事業費があって初めて事業というものが成り立っていく。その事業費が、不確定要素の中で積み重ねているものに対して、精神的な議論ではなくて、今現在、どう見てもマイナス金利、ゼロ金利からプラスになる金利状況には、これからの金融動向もそういった形には見えない。そういった不確定な要素の中で、その根幹たる事業をそういったものにおさめておいていいのかという話です。

布施県民生活部長 昨今の金利状況を考えますと、御指摘の点を十分考慮していかなければならないと考えております。ですので、今、充てさせていただいておりますふる

さと納税の状況、金利の状況をよく検討しまして、今後、詰めてまいりたいと思います。

(赤字バス路線対策費助成金について)

杉山委員 課別説明書「リ3」の交通対策費のところ、赤字バス路線対策費補助金が減額になっています。基本的に今の御時世で赤字が解消するという事はないと思いますが、路線が廃止されたことによる減額という認識でよろしいのか、確認をしたいと思います。

深沢交通政策課長 赤字バス路線対策費補助金につきましては、複数の市町村をまたがるような広域的な幹線的なバス路線に対して、国と連携する中で補助を行っているものです。今回のこの減額につきましては、29系統の路線について補助対象としたわけですが、減額した理由としては、経常費用が減額した、あるいは収入がふえたなど、路線ごとにそれぞれ理由が若干違うわけですが、トータルとして、29系統の赤字額が当初の予算額よりも少なかったということで減額させていただくということです。

杉山委員 個別というか、総合的に赤字が少なくなったという捉え方ですか。  
2番目の生活バス路線維持費に対して、これも助成をするわけですね。基本的に、赤字路線に対する補助金と、一方、生活バス路線を維持するための補助金という、この2つの差はどういうふうに捉えればいいですか。

深沢交通政策課長 生活バス路線維持費補助金につきましては、こちらはかつて、冒頭で申し上げました赤字バス路線対策費補助金の対象であった路線が、補助要件を満たすだけの輸送量に達しなかった場合に、県としてその補助路線に対する赤字額を補填する市町村に対して、その2分の1を補助するという制度でございまして、いわば地域の沿線の住民の皆様の手を確保するために、急激に路線の廃止とかにつながらないようにするための補助制度です。

杉山委員 いずれにしても、過日の一般質問でも運転免許自主返納についての質問も出ましたけれども、基本的にそういうことを進める前提として、やはり地域の交通システムの確保ということが大前提になると思います。その意味では、赤字路線に対する助成、生活バスに対する助成、各市町村がやっているコミュニティバスのような、ほんとうに生活の足という交通手段をしっかりと確保しながら、こういう助成金を、ただ黒字だから減らすとかいうことではなくて、トータル的に、先ほども助成金の話で総合的だという話が出ましたけれども、基本的にバス路線、県民の生活の足の確保ということを総合的に考えた助成金であるべきというふうに思います。自分の意見なので答弁は結構です。

(私立学校運営補助金について)

望月(利)委員 課別説明書「県民10」、私学振興費の中で質問します。まず、私立学校運営費補助金8,000万ということで、先ほど園児・生徒数の確定という部分で御説明をいただいたと思いましたが、この辺の当初の見込み、またはどういった経緯でこういう額になるのか、教えてください。

内田私学・科学振興課長 本事業は私立学校における教育条件の維持向上、就学上の経費負担の軽減等をはかるために、私立学校の運営に対して助成をしているものでございます。本増額につきましては、私立幼稚園や私立小中学校の児童・生徒が増

加、減少、それぞれですが、一部の高校の普通科が40名ほど増加になったこと等を原因としているものでございます。

望月（利）委員 原因はよくわかりましたが、当初の見込みというのはどんな見込みだったんでしょうか。

内田私学・科学振興課長 校種ごとに申し上げます。高校ですが、当初の場合には6,200数十名であったものが、補正におきまして6,500数十名、中学は、当初において1,169名が補正で986名、小学校は当初が1,001名が補正が991名、幼稚園が当初が2,589名が補正で2,769名ということで、高校では302名ほどの増加、中学校では180名ほどの減少、小学校では10名ほどの減少、幼稚園では180名ほどの増加という形になっております。

（高等学校就学支援金交付事業について）

望月（利）委員 課別説明書「県民11」、高等学校等就学支援金交付事業1億7,600万円ですが、このところも金額的に少し大きいものですから、具体的に説明をいただけたらと思います。

内田私学・科学振興課長 本事業は、私立高等学校等に在学する生徒がいる世帯に対しまして、公立高校の授業料相当額、年額11万8,000円ですけれども、これを基準に助成する制度でございます。就学支援金の受給対象が、高校の全日制課程11校、通信制課程4校、専修学校1校がございまして、2月補正の編成に当たりまして、各学校に対して28年度の最新の数字、生徒の見込みについて聞き取りを行いました。

そうしたところ、高校の通信制課程において、県外の学習センターにおきまして学習をする生徒数が、おおむねあわせて700名ほどでございますが、増加することが判明をいたしました。これが大きな要因でございます。このようなことから、必要な費用として1億7,000万円余の増額をお願いするものでございます。

望月（利）委員 700名というと結構な人数の増加ということになりますが、当然、必要な方に必要な助成をしていく、手厚くケアしていくということが大事ですが、その辺の見込みという部分で、いつぐらいに700名ふえたのかというのがわかってこの動きになったのかということをお教えいただけますか。

内田私学・科学振興課長 通信制の生徒数の最近の増加の傾向でございますけれども、平成27年5月に比べまして、平成28年5月には人数で19.4%と大きな増加をしております。この傾向が今回の数字になってあらわれていると認識をしております。

望月（利）委員 19.4%ということで、さまざまな高校教育の部分の趨勢というものが変わってきて、今回は補正予算の審議ですからここまでにしておきますが、その辺の流れをよく見きわめながら、また新年度予算にもつなげていければなと感じております。

（給与費について）

次の質問です。課別説明書「リ1」、給与費改定関係説明の中に、交通局関係職員24名、給与費年間過不足額ということで、職員の給与費ということで

ここに載っているが、なぜここに載っているのかを説明いただけますか。

依田リニア推進課長 職員の給与費の補正ですが、当初予算におきまして、その時点での現員現給で予算を計上しております。その後、人事異動等により人数等確定をしまして、実際のいろいろな手当等も確定したということで、今回、補正をさせてもらうものです。

望月（利）委員 今、ここで補正に載せ、確定をしたということですが、今までもそういう流れで来ていたんでしょうか。

依田リニア推進課長 今までもそういう形で、今回も全庁的に行っているということでございます。

望月（利）委員 関係職員の給与という部分なので、補正ではなくて最初から見込んで動いていただければと思ったので質問をさせていただきました。

（富士山安全指導センター復旧事業費について）

最後に課別説明書「県民5」に戻らせていただきます。富士山安全指導センター復旧事業費ということで、平成28年2月に雪崩により損壊した施設の復旧によるもので、早急な補正、対応をしていただいたということは聞いておりますが、具体的にどういった被害状況だったのかお聞かせいただけますか。

長田世界遺産富士山課長 昨年2月に富士山の山梨県側で雪崩が発生しまして、当初、県土整備部においてヘリコプターあかふじからも、上空等、偵察しましたけれども、4月はまだ雪崩の恐れがあるということで、なかなかアプローチできませんでした。そこで、5月2日に営繕課の職員と建物全体の点検や必要な修繕等の把握ということで現地に入らせていただきました。

御質問の点につきましては、具体的には屋根が大きく破損しまして、全体の3分の2程度が波打ってしまっているということでございます。それから、窓枠の3カ所等が、シャッター含めて損壊があったという状況でございました。

望月（利）委員 先ほど3分の2が波打っていたということで、それでは補修ということではなくて全面張りかえに切りかえてやったという解釈でよろしいでしょうか。

長田世界遺産富士山課長 この時点で緊急補修が必要でございました。と申しますのは、屋根の波打ったところから防水が非常に難しい状況になるということでございまして、屋根については、応急的に防水シートを張らせていただくことだけはさせていただきました。

望月（利）委員 富士山安全指導センター、ほんとうに登山に必要な施設でございますから、また次の夏山シーズンに向けて、さまざまな部分で過不足ないようにスピード感を持ってやっていただければと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**主な質疑等 警察本部関係**

**第36号** 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**主な質疑等 総務部・防災局関係**

**第34号** 山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例制定の件

質疑

桜本委員 公の施設の管理に関しては、過去、指定管理施設・出資法人の特別委員会において、指定期間を県会議員の任期の中で管理していく、あるいは、余剰金が出た場合は、県に対して納付を行うとか、さまざまな検討課題が、過去、積み上げてきたかと思うが、その辺の過去の検討課題につきまして、今回の条例改正のいきさつの前に、どのような整理をしたのかお聞かせください。

上野行政経営管理課長 調査特別委員会からの御指摘に対する対応でございますが、昨年5月に指定管理者の更新等に関する基本方針を改訂いたしました。その内容でございますが、指定管理期間の標準期間を5年から4年に変更すること、募集時において委託料の上限の限度額を示して募集すること、さらには余剰金が生じた場合について、県へ納付する仕組みを構築すること、さらに指定管理者と対面によります意見交換を行いまして、経営状況やその他の状況を把握し、指導・監督に努めるといったような内容での基本方針を改定いたしまして、所管課に周知をしたところです。

今年度、改定の手続をした施設につきましては、この方針に基づき改定の手続をしているところです。

桜本委員 指定管理者制度は、スタートした時点から指定管理の指定を受けた会社が、例えば何か刑事事件を起こすとか、あるいは倒産をするとか、さまざまな形態の中で事業が停止する状況、あるいは休業してしまう状況等が想定されていたわけなんですけど、今回、条例の改正を行うというようなこの時期に出してきたということは、何か具体的な事例が生じたというようなことでしょうか。

上野行政経営管理課長 何か具体的な事例ということですが、今回の改正に際しまして、特別に取消しですとか業務の停止を行うような、具体的な事例があるわけではござ

いません。全ての指定管理者は良好な管理を、現在、行っているところでございます。

今回の改定の経緯でございますが、特別委員会からの御指摘を受けた取り扱い、運用規定の改定と合わせまして、その他につきまして、運用の改善を、現在、はかっているところでございます。その中で、条例の規定を再度精査したところ、現在でも、指定管理者の指定を取り消した場合については、当然にして知事が継続して運営するんですが、その規定が条文上、明確に規定されていなかったことを確認したため、緊急時でも知事等が施設を適切に管理することを明確化する改正を、今回させていただいたものでございます。

桜本委員

50近い指定管理者の中で、この中には、この指定管理にする以前から、県が直接管理運営する中で、例えば入場料・入園料、あるいは施設を使った会議に使うような、時間貸し・スペース貸し等、そういった条例の規定があったわけですが、今、さまざまな指定管理者におかれましては、県外の方々を対象とする指定管理者の施設も非常にふえているところでありますが、その中で、山梨県内においても、他県と類似施設との競合という状況もある中で、もう少し指定管理者に対する実態の経営・競争・競合に対応するために、条例以外のそれぞれの指定管理者が規定しなければならないという、そういった部分もこれからは必要かと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

上野行政経営管理課長 指定管理制度におけるさまざまな料金体系についての御質問に対しまして、条例で定めます利用料金の限度額の範囲であれば、指定管理者の創意工夫により、合理的な範囲で知事が承認した場合について、例えば、お話がありましたように、県内の方・県外の方の料金の設定であったり、その他、指定管理者の御提案によりまして、柔軟な料金の設定ということも可能でございます。

ただ、利用料金につきましては、限度額を条例で定めてございます。これを超えての利用料金の設定は、条例の改正について検討をしていく必要があると考えております。

桜本委員

指定管理の業態というか、そういったものに合わせて、全部が一律の料金体系だということではなくて、企業努力によって、それぞれの施設によってはシーズンを迎えるこの時期しか利用客が見込めないというような施設もあると思います。施設ごとに、例えば、シーズンあるいは団体客に対する考え方を、不測の事態を想定するというような条例の改正の中に加えていただきたい。あるいは今後、そういった検討も加えていただきながら、不測の事態が起こらないような指定管理を受けるような企業に対しても聞き取りというか、柔軟な料金体系を組めるような措置をつくっていただきたいと思います。

上野行政経営管理課長 委員御指摘のとおり、施設の特徴が発揮されるように、施設ごとの特色を生かした料金設定というのが必要になってくると思います。現状でも、それぞれ対応している部分もございしますが、より柔軟に対応ができますように、各施設の所管課に対しまして、利用者、また、指定管理者の要望・提案を踏まえまして、より質の高いサービスの提供がなされますように、引き続き、可能な範囲での弾力的な運用につきまして対応してまいりたい。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第36号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

( マイナス金利の影響について )

桜本委員 課別説明書「総9」で、財政課長から元利償還金操出金のところで、金利が下がったのでこういった金額になったと説明があった。一方、県の中で、基金等の運用益を利用して事業を遂行する場合、マイナス金利ということで運用益が見込めないという金利のよしあしによって、非常にいい面と悪い面が出ている中で、平成28年度、相対的にマイナス金利がどのように影響してきたか。このことは、補正に対してどのように影響していると考えているのか。

泉財政課長 マイナス金利は基金の運用の面で確かに影響を与えるところが多いのですが、けれども、基本的に財政運営の面におきましては、公債費が鍵となっています。というのは、公債費は、義務的経費ということで、財政を硬直させる1つの要素になりますけれども、こちらが大きく減額を図られたということで、今回、2月補正で27億円余の削減が図られている。そういった形で、結果的にはマイナス金利が財政面に与えるプラスの影響があったのではないかと考えております。

桜本委員 先ほどの第1グループの科学技術振興事業費の中で、基金の運用益が足りないというようなところ、あるいは、ふるさと納税においても、総務省の考え方で、何年後からはとりやめるぞというようなことを考えると、財源的な運用益や国の施策の中で大幅に変わってくるというような部分については、各事業費の根底をある程度、かたいものに変えていかなければならない。そんな部分も含めて、運用益に頼っていくようなこれからの事業に対しては、どのようにお考えですか。

泉財政課長 各部局、各原課におきまして、基金を運用して事業を行っているのは承知をしております。その中で、一つ一つ考え方がございます。運用益をもって事業を行うもの、原資を取り崩す形で行うもの、国からの基金などの場合ですと、国から受けたものを事業費ということで転用するもののがかなり多いが、中には運用益でというものも出てくるかと思えます。そこにつきましては、各事業課で事業の必要性や今の財政を取り巻く状況を総合的に勘案しながら判断をしていって、また、財政当局といたしましても、その点につきましては、議論をさせていただきながら進めていければと考えております。

桜本委員 最後になりますが、基金の運用益の中で、取り崩してもいい基金、取り崩してはならない基金、あるいは基金の根幹からいって、お伺いを立てなければならぬ基金というように色分けはできているということによろしいのでしょうか。

泉財政課長 当初の考え方というのは、各事業を行う上であるかと思えます。こちらは運用益で行うもの、こちらは取り崩して行うものとあると思えます。ただ、金融

状況というのは県でどうすることもできないところもございます。それは、その都度、状況を踏まえながら、事業の必要性を勘案しながら判断をしていくということです。

(防災ヘリコプターの購入について)

望月(勝)委員 課別説明書「防3」、防災ヘリコプターの購入の関係です。先ほど説明がありましたが、差金ということで、今回5億600万円余の減額になっていますけれども、以前から不思議に思うのは、5億600万円余の差金はいいですが、これに対して、今現在、使っているヘリコプターの下取り価格というものが換算されているのでしょうか。

小澤消防保安課長 更新機の入札において5億600万円余の入札差金が生じております。これにつきましては、現行機の下取り、今後、入札、競り売り等によることを検討しておりますが、それについては一切考慮してございません。

望月(勝)委員 現在、使用しているヘリコプターの引き取り価格はこれから出てくるんですか。

小澤消防保安課長 現行機につきましては、来年度も運行いたしますので、その後、再来年度に一般競争入札、競り売り等を予定しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第39号 平成28年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第40号 平成28年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第43号 平成28年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第44号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・警察本部関係の審査の前に、小林首席監察官から警察官による非違事案について説明があった。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 永井 学